令和３年度事業計画

新型コロナウイルス感染症対応に向かう赤十字救護班

～ ダイヤモンド・プリンセス号（横浜港沖）～

日本赤十字社 佐賀県支部

Japanese Red Cross Society

Mission statement

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

人　道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
公　平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
中　立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
独　立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
奉　仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
単　一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

令和３年度 日本赤十字社佐賀県支部のビジョン（目標）

Mission statement〔日本赤十字社の使命〕

わたしたちは、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

日本赤十字社 長期ビジョン　～創立 150 年に向けて～〔目指す姿〕

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

↓

長 期 戦 略

〔事 業 戦 略〕	〔運動基盤強化戦略〕
・災害や紛争時における支援の充実とﾚｼﾞﾘｴﾝｽの強化 ・超少子高齢化における地域の健康・安全な生活の追求 ・多様化が進む社会における人道の輪の拡大	・会員の赤十字運動への参画促進 ・奉仕団等ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ主体の活動の充実 ・国際赤十字との更なる協働

↓

第１次中期事業計画（2020～2022年度）

↓

令和３年度 佐賀県支部のビジョン〔目標〕

いのちを守る。新たな世界のもとで。（With コロナ時代への適応）

↓

優先課題〔事業推進課〕

① 救護能力の向上・救護体制の強化
② 赤十字ボランティアの活性化
③ JRC 活動の広報強化
④ 講習・セミナーの普及方法の工夫

優先課題〔総務課〕

① 赤十字会員・活動資金の増強
② 地区分区との関係強化
③ 広報の充実（目的とﾀｰｹﾞｯﾄの明確化）
④ 経営改善に向けた予算検討（選択と集中）
⑤ 効果的な人材開発（採用・研修・交流）

↓

令 和 3 年 度　佐 賀 県 支 部 事 業 計 画

日本赤十字社佐賀県支部事業計画

□　事業運営の基本方針 1
□　事業内容
１　災害救護活動 4
（１）個々の救護員の能力向上 4
（２）基盤となる救護体制の更なる強化 4
（３）赤十字防災ボランティアとの協働 5
（４）災害医療コーディネートチームの更なる参画 5
（５）プロジェクトMへの参画 5
（６）救護装備及び救援物資の整備 5
（７）災害被災者に対する緊急物資等の配布 6
（８）防災に関するセミナーの開催 7
（９）臨時救護 8
(10) 赤十字看護師（救護員）の養成 8
２　国際救援活動 8
３　救急法等の講習普及 8
（１）救急法 8
（２）水上安全法 9
（３）健康生活支援講習 9
（４）幼児安全法 9
４　赤十字奉仕団活動 10
（１）地域奉仕団 11
（２）青年奉仕団 11
（３）特殊奉仕団 11
（４）研修会等の開催および派遣 12
５　青少年赤十字（ＪＲＣ）活動 12
（１）青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター 12
（２）青少年赤十字スタディー・センター 13
（３）青少年赤十字防災教育 13
（４）出前講座「コロナ禍での差別や偏見をなくそう！」 13
（５）各種講習会等への指導者派遣 13
（６）広報の強化 14
６　赤十字思想の普及 14
（１）全国赤十字大会 14
（２）佐野常民生誕２００年（令和４年） 14
（３）九州八県赤十字大会 14
（４）世界赤十字デー 14
（５）広報活動 15
７　赤十字会員及び活動資金の増強 16
（１）会員及び活動資金増強の重点事項 16
（２）会費募集目標額 17

唐津赤十字病院事業計画

１　令和３年度の経営方針 18
２　令和３年度の重点的取り組み 18
（１）第７次佐賀県保健医療計画への対応 18
（２）医師の確保対策 19
（３）看護師・助産師の確保対策 19
（４）救急医療・急性期医療体制への取組み 19
（５）小児・周産期医療体制への取組み 19
（６）地域がん診療連携拠点病院としての機能強化 20
（７）地域医療支援病院としての機能強化 20
（８）経営健全化対策 20

令和３年度　佐賀県支部事業計画

日本赤十字社は、ジュネーブ諸条約や国際人道法の精神に基づき、国内災害救護活動や国際救援活動をはじめ、日々、国内外において人道的諸活動を展開しているが、今日、頻発する大規模な自然災害や紛争・テロ、又は日本をはじめ、世界的な大問題となっている新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日本赤十字社に寄せられる国民の期待は、益々高まっている。

一方、急速な少子高齢化や社会構造の変化及び、経済状況の変化などに伴い、赤十字会員や活動資金は長期漸減傾向にある。

こうした中、日本赤十字社佐賀県支部では、令和３年度においても赤十字思想のさらなる普及啓発に努めるとともに、赤十字会員をはじめ地区・分区やボランティアなどのご理解とご支援をいただきながら、『With コロナ時代』へ適応するべく、今の時代のニーズを的確にとらえ、県民・国民の信頼と期待に応えられるよう、安全で効果的な事業の推進を図る。

以上のことを踏まえ、令和３年度は次の事業を計画・実施する。

□事業運営の基本方針

Ⅰ　『With コロナ時代』への適応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急・応急的な対応に終始した令和元年度から令和２年度を経て、令和３年度以降は、『With コロナ時代』において何を為すか、改めて赤十字の存在意義、その真価が県民・国民から問われることとなる。このような時だからこそ、本来、赤十字が果たすべき使命と役割は何かを見極め、限られた資源を有効活用するための選択と集中を進め、各分野において安全で効果的な事業を推進することで、『With コロナ時代』への適応を図る。

Ⅱ　救護能力の向上・救護体制の強化

気候変動の影響や首都直下、南海トラフにおける地震等の自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やテロ等、あらゆる災害は、頻発化、激甚化、広域化する傾向にある。

本年度は、日本赤十字社長期ビジョンに掲げられている「災害や紛争時における支援の充実」を実現する令和２年～４年度第一次中期事業計画の２年目となる。令和元年佐賀豪雨災害や令和２年７月豪雨災害の救護活動の経験を生かしつつ、新型コロナウイルス感染症にも対応した災害救護活動が実施できるよう、救護員の能力向上を目的とした研修や訓練を実施する。また、

日赤内はもとより、外部の防災関係機関等との連携も一層深め、災害救護体制の更なる強化を図る。

Ⅲ　赤十字ボランティアの活性化

急速に変化する現代社会にあって、少子高齢化や多発する災害の発生により、地域社会ではボランティア活動のニーズが年々高まっている。赤十字運動の担い手である赤十字ボランティアは、地域に精通しており、それぞれ独自のスキルや能力を有し、多様な経験をもった人材が多い。

このことから、平時、災害時に佐賀県支部と協働できる赤十字ボランティアの育成を赤十字奉仕団支部指導講師とともに行い、より一層赤十字思想の実現を促進する。

また、現在活動する赤十字奉仕団や個人ボランティアが、より主体的・積極的に活動できるよう奉仕団間の連携を深め、「赤十字奉仕団佐賀県支部委員会」を通して、平時から顔の見える関係を構築しながら活動の活性化を図る。

Ⅳ　防災教育の推進

日本赤十字社長期ビジョンに掲げられている「レジリエンスの強化」を実現する令和２年～４年度第一次中期事業計画の２年目となる。

本年度も引き続き、一般・ボランティア向けの「赤十字防災セミナー」、小中高生対象の「青少年赤十字防災教育プログラム　まもるいのちひろめるぼうさい」、幼稚園・保育所の子どもたちを対象にした「ぼうさいまちがいさがし　きけんはっけん」の３つのプログラムの普及推進を図る。

新型コロナウイルス感染症対策と普及方法の工夫を行いながら、平時から地域や教育現場における防災、減災の知識・意識・技術の普及強化、行政等と連携した地域での講習普及等により、地域のレジリエンスの強化に取り組む。

Ⅴ　赤十字会員の増強・活動基盤の強化

人口の減少および少子高齢化社会が進行し、さらには新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい経済情勢の中で、赤十字事業を安定的に展開するための支援者およびその財源確保は喫緊の課題である。地区・分区からの協力はもとより、会員管理システムの効果的運用を図りながら、法人会員の新規開拓のほか、個人に対しては遺贈、クレジット・口座引落方式など新しい取り組みを強化する。

また、平成 29 年度に見直された新会員制度の下、赤十字事業のより良い

理解と支援を得るため、地域イベントの開催、広報紙およびホームページまたはソーシャルネットワーク、マスコミ等を有効活用し、適切な情報発信に努め、会員の増強と会費募集目標額の達成を図る。

Ⅵ　本社・支部・施設の総合力の活用

本社及び佐賀県内の赤十字活動を統括する支部と、県北西部の中核病院としてその役割を果たす唐津赤十字病院、医療を支えるための血液事業を推進する佐賀県赤十字血液センターは、それぞれの資源と機能を最大限に活用できるよう、今まで以上に連携を密にし、県民・国民のいのちと健康を守るために努力する。

□事業内容

１　災害救護活動

災害救護は、日本赤十字社の中核的な事業である。日赤は、災害対策基本法により指定公共機関として位置付けられ、災害救助法の定めるところにより災害時における医療救護等について、国や自治体に対する救助の協力義務が規定されている。発災時は、佐賀県との協定や支部防災業務計画等に基づき、迅速かつ適切な救護活動を実施する。

令和３年度は、今後予想される大規模災害及び新型コロナウイルス感染症に対応した救護活動の実施のため、より専門性を深めた「救護班主事研修」の開催や県内外の防災訓練等への参加を通して、個々の救護員の能力の向上を図る。

また、日赤内部や外部の防災関係機関等との連携を深め、迅速かつ効果的な救護活動ができるよう体制の強化を図る。更に、災害時、佐賀県支部と協働する「赤十字防災ボランティア」に対して実践的な合同訓練や研修等を行う。

考え得る全ての策を講じ、明日起こるかもしれない災害に対して万全の備えを行い、地域に信頼される赤十字を目指す。

（１）個々の救護員の能力向上

令和元年佐賀豪雨災害や令和２年７月豪雨災害等の救護活動の経験を踏まえて、支部災害対策本部要員は、被災した場合の受援体制構築を主とした「支部災害対策本部運営訓練」、衛星電話や業務用無線を使用した情報伝達訓練等を定期的に実施する。

また、救護班要員は、常備救護班要員研修会や九州八県支部合同災害救護訓練、全国救護班研修会を始め、県内の関係各機関が実施する防災訓練等に計画的に参加し、能力向上を図る。

特に主事職は、災害時に高い専門性が求められることから、更なる能力向上を目的に「救護班主事研修会」を実施する。

災害派遣チーム（日本DMAT）として指定を受けている唐津赤十字病院のＤＭＡＴ３個班は、広域災害に即した機動的な訓練を実施する。

（２）基盤となる救護体制の更なる強化

近年の自然災害が広域化、激甚化、頻発化していることから、隣県や第６（九州）ブロック、外部の防災機関との連携が今まで以上に求められている。被災地での救護活動が迅速で円滑に実施できるよう、また安全かつ安心して活動をできるよう、平時から訓練や研修、申し合わせ書改訂などを積極的に合同で実施し、活動の基盤となる救護体制の一層の

強化を図る。

（３）赤十字防災ボランティアとの協働

災害時の救護活動や復旧・復興の支援活動を担う赤十字防災ボランティアについては、全12奉仕団における希望者に対して、災害時、佐賀県支部と協働するための「防災ボランティアセンター」の立ち上げ訓練や、防災ボランティア勉強会など必要な訓練、研修等を実施する。

また、防災ボランティアセンターの運営を始め、赤十字防災ボランティアの統括を担う「防災ボランティアリーダー」を養成するため、本社研修へ計画的に派遣する。また、発災後、迅速に支部へ参集するための緊急時連絡体制の構築を進める。

（４）災害医療コーディネートチームの更なる参画

被災地の行政が設置する保健医療調整本部の調整の元、防災関係機関や各種災害支援団体との協力体制をスムーズかつ効果的に構築するため、各県支部に「日赤災害医療コーディネートチーム（４人編成）」を整備しており、現在、佐賀県支部には２チーム編成されている。本社におけるチーム対象の研修会等に参加し、その能力を一層高めるとともに、そのフィードバックを県内の訓練や研修等に随時参画し行う。

（５）プロジェクトMへの参画

佐賀県が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を見据え医療提供体制を強化するため令和２年度にスタートした「プロジェクトM」に参画し、必要な医療資器材等の調達、保管・配送を行うなど、連携・協力する。

（６）救護装備及び救援物資の整備

災害発生時において、救護活動及び生活物資の支援活動が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な資機材、物資の整備、備蓄を計画的に行う。

○救護装備保有状況　　（令和２年 12 月末現在）

品　　名	数　量	品　　名	数　量
救　急　車	（1）２台	発　電　機	４基
災害救援車	（3）７台	投　光　器	４台
災害連絡車	３台	防雨ヘッドランプ	６０個
救命胴衣	１４着	防護用ゴーグル	６０個
人工蘇生器	（1）３組	折りたたみリヤカー	２台

医療セット	（2）３組	折たたみ式机	４組
担架	２２台	浄水器	１台
軽便寝台	（6）３０台	無線基地局（150MHZ）	３局
患者用毛布	４２０枚	ＤＭＡＴ資器材	（1）1ｾｯﾄ
折りたたみ式舟艇	１艇	車載無線機（150MHZ）	２６台
テント	５８張	携帯無線機（150MHZ）	１４台
エアーテント大	１セット	無線基地局（400MHZ）	１局
エアーテント小	１セット	車載無線機（400MHZ）	８台
簡単テント	２２張	衛星電話（車載）	２台
救護所用大型テント	１セット	自動体外式除細動器（AED）	２台
ＮＢＣ災害除染セット	（1）1ｾｯﾄ	非常用炊き出し釜	２４台

品名	数量
災害用トイレ	２据

※()は唐津赤十字病院配備の内書

○救援物資備蓄状況　（令和２年12月末現在）

品名	数量	品名	数量
毛布	１，８７５枚	安眠セット	３６８組
緊急セット	３５６個	乾燥米	７１２食
タオルケットセット	２７４組	ブルーシート	１０９枚
バスタオル	１５０枚		

○令和３年度に新たに追加整備するもの

品名	数量
救護服（夏・冬）	各１０着
災害用蓄電池	１台

（７）災害被災者に対する緊急物資等の配布

火災、風水害による被災世帯に対し、次の基準により見舞金品を贈る。

ア．家屋の全壊、流出、全焼の場合

（ア）見舞品

○毛　布……１人１枚

○バスタオル……１人１枚

○緊急セット……４人まで１個、５人以上２個

（イ）見舞金

○１世帯 …… １０,０００円

イ．家屋の半壊、半焼、床上浸水の場合

○毛　布 …… １人１枚

○バスタオル …… １人１枚

○緊急セット …… ４人まで１個、５人以上２個

（８）防災に関するセミナーの開催

令和元年佐賀豪雨災害を始め、大雨や台風、地震など自然災害が頻発する近年、地域住民の防災への意識がこれまで以上に高まっている。併せて、新型コロナウイルス感染症感染防止への対応方法も求められている。

それらのニーズに応えるべく、赤十字が保持している知識や技術をもとに、自助・共助の考えや感染症対策などをカリキュラムとした「赤十字防災セミナー」を地域防災組織や学校などへ出向いて開催する。新型コロナウイルス感染防止対策を取りながら、自分のいのちは自分で守る「自助」の考えや事前に備えることの重要性を伝える。

平成28年以降は、防災セミナーで講師を務める防災教育事業指導者を毎年２名ずつ養成しており、本年も「２名」養成予定。増加する防災セミナーへ対応する。

また、幅広く県民に防災・減災に関する知識・意識・技術を伝えるため、テレビ、新聞、ラジオ等のメディアと協働する。

開催計画は次のとおり。

○赤十字防災セミナー

対象	実施回数	受講者数
地域・学域・職域他	２０回	１,０００人

○カリキュラム

内容
・日本赤十字社の紹介　・災害への備え　・大雨からいのちを守る ・地震・津波からいのちを守る　・応急手当　・災害食作り ・災害図上訓練（ＤＩＧ）　・災害エスノグラフィー　等

※上記のカリキュラムを選択、組み合わせて実施

○防災教育事業指導者：８人

年度	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
養成人数	２人	２人	２人	１人	２人予定

（９）臨時救護

県、市町、公共的団体等が実施する各種スポーツ大会、イベントなどの行事が開催される際、参加者の安全を確保するため関係機関の要請を受けて救護班(員）を派遣する。

(10) 赤十字看護師（救護員）の養成

佐賀県支部では、明治 29 年以降、赤十字看護師を養成して社会に送り、戦時救護活動、災害救護活動並びに本県の医療及び公衆衛生の普及向上に貢献してきたが、引き続き災害救護業務に従事する救護看護師を確保し、併せて医療施設において必要とする看護師の充足に資するため、日本赤十字九州国際看護大学（福岡県宗像市）で当支部看護学生奨学生を委託養成する。

養 成 数　　７人

学　校　名	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年
日本赤十字九州国際看護大学	２人	２人	２人	１人

２　国際救援活動

本社との連携のもと、世界各地で頻発している地震や洪水などの大規模自然災害による被災者ならびに感染性疾患による患者の救済・支援、宗教や民族の対立等に起因する紛争やテロによる難民・被災者等への緊急支援はもとより、中長期にわたる復興支援及び発展途上国赤十字社の開発計画への支援等を実施する。

３　救急法等の講習普及

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習の普及を図る。

講習開催が、地域の自助・互助の意識の醸成に貢献できるよう、防災や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の普及に取り組む。また動画教材やＩＣＴの活用を推進する。

（１）救急法

日常生活における事故防止や手当ての基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AED（自動体外式除細動器）を用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折など

の場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できるよう、最新の国際的ガイドラインや指針に基づいた講習を開催する。

（２）水上安全法

水の事故から尊い人命を守るために必要な泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法、着衣泳など、自分自身の安全を保ちながら、安心して水と楽しく関わるための知識と技術の普及を図る。

（３）健康生活支援講習

健やかな高齢期を迎えるために必要な健康増進の知識や、高齢者の自立支援に役立つ介護技術などの普及を図るとともに、災害時要援護者である高齢者の避難所での生活に焦点をあてた「災害時高齢者生活支援講習」を開催し、避難所生活における不安の軽減や、不自由な生活から高齢者を守るために必要な知識や支援技術を普及する。

（４）幼児安全法

子どもの尊い生命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故に対する事故防止と手当ての方法、家庭内での看病の方法に加え、災害時の乳幼児支援についての知識や技術を普及する。

各種講習会の開催計画は次のとおり。

○ 救 急 法

対　　象 （所要時間）	基礎講習 ４時間（回）	救急員養成講習 １０時間(回)	短 期 講 習 ２時間(回)
地　　域	1	1	１５
学　　域	5	5	２５
職　　域	2	2	３０
そ　の　他	5	5	１０
計	１３	１３	８０

○ 水上安全法

対　　象 (所要時間)	救助員養成講習Ⅰ １４時間　プール(回)	救助員養成講習Ⅱ １２時間　海(回)	短 期 講 習 ２時間(回)
地　　域	0	0	6
学　　域	0	0	１０

職　　域	0	0	2
そ　の　他	1	0	2
計	1	0	２０

○　健康生活支援講習

対　　象 (所要時間)	支援員養成講習 １２時間(回)	短 期 講 習 ２時間(回)
地　　域	1	5
学　　域	1	2
職　　域	0	1
そ　の　他	1	2
計	3	１０

○　幼児安全法

対　　象 (所要時間)	支援員養成講習 １２時間(回)	短 期 講 習 １～２時間(回)
地　　域	1	２０
学　　域	2	2
職　　域	1	7
そ　の　他	0	1
計	4	３０

4　赤十字奉仕団活動

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的使命に賛同する組織として赤十字事業を支えている。

平成 29 年 6 月に奉仕団の主体的・積極的な活動の推進と奉仕団の連携を図る目的で設置した「佐賀県奉仕団委員長連絡会議」は、赤十字奉仕団規則に則り「赤十字奉仕団佐賀県支部委員会」に名称を変更し、赤十字奉仕団支部指導講師とともに、さらに奉仕団間の連携強化をすすめる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、ＩＣＴツールの勉強会や情報提供を行い、連絡網の構築と研修の場を確保し、活動機会の創出によってボランティアの活躍の拡大を図る。

〔主な取り組み〕

ア　赤十字精神の普及と会員増強に関する活動

イ　災害救護に関する活動

ウ　救急法等講習普及に関する活動

エ　青少年赤十字の普及、育成に関する活動
オ　献血推進及び血液センター業務援助に関する活動
カ　地域における高齢者支援のための活動
キ　国際活動

（１）地域奉仕団

地域赤十字奉仕団は、地区・分区内の地域婦人会から結成されており、県内 28 団、登録団員数 4,526 人（令和２年３月末現在）が登録する赤十字奉仕団の中で最も大きい組織である。県内各地区・分区にあって、災害が発生した場合など機動的に活動する赤十字の要となる組織であることから、今後とも県地域婦人連絡協議会と密接に連携を保ちながら、団員の確保及び次の活動の充実強化を図る。

〔主な取り組み〕
ア　災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
イ　地域ボランティア活動
ウ　献血推進活動
エ　海外救援金の募集活動

（２）青年奉仕団

これからの赤十字活動の活性化を図るため、若年層に対して如何に赤十字運動に対して関心を持ってもらい、活動に参加してもらうことができるかが重要である。佐賀県支部では、青少年赤十字活動からの継続した活動と、団員一人ひとりが主体的で積極的な活動ができる奉仕団を目指し、次のとおり活動する。

〔主な取り組み〕
ア　災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
イ　HIV/AIDS 予防啓発ピア・エデュケーション
ウ　地域ボランティア活動
エ　青少年赤十字活動支援
オ　その他ボランティア活動

（３）特殊奉仕団

本県支部管内には、専門的な能力や特性を生かした奉仕活動を行う組織として「救急法奉仕団」「水上安全奉仕団」「幼児安全法奉仕団」「無線奉仕団」「特殊輸送奉仕団」「看護奉仕団」「赤十字奉仕団しゃちの会」「赤十字奉仕団ほっと」「青少年赤十字賛助奉仕団」「赤十字飛行隊佐賀支隊」があるが、赤十字事業の普及発展のため、奉仕団の主体的な活動の強化と奉

仕団同士の連携が構築できるように努める。

〔主な取り組み〕

ア　災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）

イ　救急法等講習普及活動

ウ　臨時救護ボランティア

エ　青少年赤十字活動の加盟促進と活動支援

オ　高齢者施設でのボランティア活動

カ　国際救援金の募集活動

キ　赤十字広報資材業務支援

（４）研修会等の開催および派遣

ア　赤十字ボランティア養成（基礎・リーダー）研修会

イ　全国赤十字奉仕団中央委員会（全国）

ウ　九州ブロック奉仕団委員長会議（九州ブロック）

エ　赤十字奉仕団ボランティア・リーダー研修会　（全国）

オ　青年赤十字奉仕団全国協議会（全国）

５　青少年赤十字（ＪＲＣ）活動

青少年赤十字活動は、小・中・高等学校及び幼稚園・保育園の教育活動の中で児童・生徒等が赤十字を正しく理解し、一人ひとりが「気づき・考え・実行する」の態度目標のもと、赤十字活動に参加することにより、命と健康を大切にする望ましい人格と精神を自ら作りあげ、将来世界の平和と人類の幸せに尽くすことができ、立派な人材に育つことを目的に行なわれている赤十字の重要な活動である。

平成 28 年度から、青少年赤十字指導者協議会の主体性と青少年赤十字加盟校の活動の理解と活性化のため、若手指導者の育成と加盟校長研修会の充実に取り組み、令和２年度からは、佐賀県教育センターを通し青少年赤十字理解の啓発を図った。

今年度は、青少年赤十字活動が今以上に理解され、共有され、根付くために、広報にも力を入れ、多忙化が進む教育現場に取り入れることの便益について理解を得ていく。

（１）青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター

小・中・高等学校において、青少年赤十字活動をはじめ学校生活でのリーダーを養成するため各学校から推薦された青少年赤十字メンバーを対象に「北山少年自然の家」でリーダーシップ・トレーニング・センターを実施する。

○小学校の部　　４０人
○中学校の部　　１００人
○高等学校の部　　４０人

（２）青少年赤十字スタディー・センター

全国各都道府県支部管内における高等学校青少年赤十字活動の中心となるリーダー養成をめざすために日赤本社主催で毎年開催される。本県からもリーダーシップ・トレーニング・センター修了者の中から２名の高校生メンバーを選出し派遣する。

（３）青少年赤十字防災教育

過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害から人々のいのちを守るための防災教育について、防災教材の活用を図り、学校教育を通じた防災教育の普及に取り組む。また、学校防災講座（県教育センター）へ参画し学校現場への防災教育普及を一歩進める。

（４）出前講座「コロナ禍での差別や偏見をなくそう！」

新型コロナウイルス感染拡大が進む中、差別や偏見、いじめが表出し、社会問題化している。出前講座「コロナ禍での差別や偏見をなくそう！」を通して差別の現状やコロナ禍がもたらす心の変化や対応方法を理解し、思いやりと支え合いの社会づくりに向けて、よりよい行動を実行する児童生徒を育成する。

（５）各種講習会等への指導者派遣

ア　全国青少年赤十字指導者協議会総会（東京都）……１人
イ　全国青少年赤十字賛助奉仕団総会（福島県）……１人
ウ　全国青少年赤十字指導主事対象青少年赤十字研究会（東京都）・２人
エ　九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会（沖縄県）……２人
オ　九州ブロック青少年赤十字指導者協議会長並びに事務担当者合同会議（沖縄県）……２人
カ　青少年赤十字加盟校校長等研修会（メートプラザ佐賀）……１００人
キ　佐賀県青少年赤十字指導者育成研修会（龍登園ホテル）……２０人
ク　佐賀県青少年赤十字指導者協議会理事研究会（龍登園ホテル）……２３人
ケ　青少年赤十字加盟登録式へ講師（賛助奉仕団員）の派遣…延べ２０人
コ　指導者協議会・賛助奉仕団による加盟促進のための学校等訪問……延べ５人

（６）広報の強化

ＪＲＣ活動の内容や特色を、ＪＲＣ便りの発行、ＳＮＳ、テレビ、新聞、ラジオ等のメディアなどを通して情報発信する。

６　赤十字思想の普及

（１）全国赤十字大会

日本赤十字社の創立記念日である５月１日から１ヵ月間展開される「赤十字運動月間」中に、明治神宮会館（東京都）において、名誉総裁皇后陛下をはじめ名誉副総裁各宮妃殿下をお迎えし、全国の赤十字関係者約 2,000 人が参加して全国赤十字大会が開催されるので、佐賀県支部から本社理事、受章(彰)者代表、奉仕団員及び地区・分区役職員等 20 名が出席する。

（２）佐野常民生誕２００年（令和４年）

佐賀七賢人の一人で日本赤十字社初代社長である佐野常民（佐賀市川副町出身）が、令和４年に生誕２００年を迎えることから、佐賀県支部、唐津赤十字病院、佐賀県赤十字血液センターが連携し、記念となる事業を計画する。

（３）九州八県赤十字大会

九州八県が毎年持ち回り当番で開催している「九州八県赤十字大会」を令和３年度は大分県で開催する。(※新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い令和２年度中止となったため。) この大会は、赤十字事業の推進に多大な功労があった方々を顕彰し、併せて赤十字思想の普及と社員の増強を図り、社業の発展を期することを目的として開催され、例年、日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下のご臨席を得て、九州各県の赤十字関係者約 1,200 人が一堂に会する。

大会では、「有功章特別社員」の個人・法人に対し、宮妃殿下からの有功章のご授与や、日本赤十字社社長から感謝状の贈呈が行われる。

（４）世界赤十字デー

国際赤十字連盟では、赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕日である５月８日を「世界赤十字デー」と定めており、この日を中心に世界各国でさまざまな記念イベントが開催されている。佐賀県支部では、５月に広報活動を集中して実施するほか、県内各会場において、近年ニーズが高まっている「赤十字防災セミナー」を、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながら年間を通して計画的に開催する。

（５）広報活動

人道的使命に基づき国内外で展開している赤十字活動を、より多くの県民の皆様にご理解いただき、引続き支援していただくために、広報活動の充実が重要である。

赤十字の実施する事業の透明性や、寄付者の方々に対する説明責任は常に求められている。

また、大規模自然災害等の頻発や、新型コロナウイルスの感染拡大により、日本赤十字社の活動に寄せられる期待は近年より一層高まっている。

これらのニーズにこたえるため、広報キャンペーンテーマ「救うことを続ける」に基づき、県内３施設が一体となり、次のような広報活動を展開する。

ア　支部の広報紙「赤十字さが」を年２回、42,000 部発行する。

また、本社が毎月発行している「赤十字ＮＥＷＳ（新聞）」2,000 部を、地区・分区並びに赤十字事業協力者などに配布し、赤十字事業の紹介や普及活動に努める。

イ　赤十字事業を紹介するとともに、特別社員(会員)への加入等を呼びかける広報用チラシ約 350,000 枚を作成し、５月の「赤十字会員増強運動月間」中に県下の全世帯に配布する。

ウ　３施設職員からなる「合同広報委員会」を対面からリモートに切り替えて今年度も継続し、各施設の抱える広報的課題に対し、施設横断的に取り組とともに、コロナ禍での新たな広報の在り方を検討する。

エ　支部所有の赤十字事業紹介用パネル、ＤＶＤ、ビデオテープなどを、地区・分区並びに青少年赤十字加盟校等の要請に応じて貸し出す。

また、新型コロナウイルス関連の日赤作成動画「ウイルスの次にやってくるもの」について、教育現場等で活用してもらえるよう積極的に呼びかけるとともに、若年層にターゲットを絞った動画コンテンツの作成を行う。

オ　テレビ、ラジオの放送局並びに新聞社等の積極的な協力を得るため、各機関に広報用の情報を定期的に提供するとともに、ケーブルテレビを活用して、地域に密着した情報発信を行なう。

カ　県や市町広報紙に赤十字会員増強運動月間や赤十字事業等の紹介記事を掲載してもらうため広報依頼を積極的に行なう。

キ　各市町において開催される防災訓練やイベント等が中止や規模縮小となり、地区･分区と共催で赤十字事業紹介コーナーを設けて広報活動を行なうことが難しいため、フェイスブックやインスタグラムなどのソーシャルメディアを積極的に活用し、情報発信を行う。

ク　企業とのコラボレーションによる赤十字の周知活動を行なう。

ケ　支部ホームページのリニューアルに合わせて、新 WEB サイトの周知活動を行う。

また、新たに設けられたコンテンツページを生かし、佐賀県の赤十字の事業について紹介する記事や、防災・減災について呼びかける記事を随時更新し、充実させる。

7　赤十字会員及び活動資金の増強

人道的使命を達成する日本赤十字社の多岐にわたる事業は、組織と財政の基盤である「会員」の皆様が拠出していただく「会費」によって支えられている。このため、支部と地区・分区が一体となり、５月の「赤十字運動月間」を中心に赤十字事業の普及・啓発活動を重点的に展開する。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴い、厳しい経済状況の中ではあるが、法人会員の増強を図るため、より効果的なダイレクトメールや支部職員の訪問活動をタイミングよく推進するとともに､｢佐賀県赤十字有功会」と連携し、新たな「有功章特別社員(会員)」の確保に努める。

（１）会員及び活動資金増強の重点事項

ア　法人会員の増強

従来から実施しているダイレクトメール(年２回)の結果を再分析することで、応諾率及び寄付額向上のための検討を行い、内容物の工夫や新型コロナウィルス感染症の状況を見ながらの訪問活動強化を通し、継続寄付及び新規法人の開拓など、法人会員の増強を図る。

イ　佐賀県赤十字有功会の活動強化

青少年赤十字活動の支援等、若年層への赤十字思想の普及活動をより一層拡充し、併せて、これまで個人に限定していた入会資格を法人にも拡げることで、有功会の活動強化を行い、ひいては赤十字会員及び活動資金の増強に繋げる。

ウ　赤十字支援マークの活用

社会貢献活動の一環として赤十字に継続的に協力する企業・団体に対し、支援活動を公にできる「赤十字支援マーク」の使用を積極的に働き掛ける。

エ　遺言信託等に関係した募集の推進

遺贈・相続財産寄付等のポスター、パンフレットおよびチラシを信託銀行や弁護士会、司法書士会など多くの関係先に紹介配付し、情報提供や協力を依頼する。

オ　赤十字支援型自動販売機の設置による継続的寄付金確保の推進

社会貢献策の一つとして赤十字支援型自動販売機の設置を積極的に広報し、公共施設、職域、学校、建設現場などで広く活動資金の継続的な確保に努める。

カ　口座振替、クレジットカード決済による活動資金募集

地区・分区、ホームページ、フェイスブック等で広報し、口座振替、クレジットカード決済による新たな赤十字会員と活動資金を確保する。

（２）会費募集目標額

地区・分区で取りまとめられている一般会費は、評議員会の承認を受け、平成 10 年度から一世帯 600 円を目標額と定めている。この地区・分区から寄せられる会費（一部法人会費を含む）は、全活動資金の約８割を占め、支部事業財政の根幹を成しており、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う厳しい経済情勢の中、支部の赤十字事業推進には今後とも一世帯 600 円の目標額達成は不可欠である。

このため、地区・分区管内の自治会、町内会ならびに赤十字奉仕団員等と密接な連携を図り、会費募集目標額達成に努めていく。

また、平成 27 年国勢調査の結果に基づく各市町の会費募集目標世帯数を算出し、平成 29 年度から令和３年度までの会費募集目標額を以下のとおり設定している。

さらに、令和５年度に佐賀県支部が開催当番となる九州八県赤十字大会のための社資募集を令和３年度から強化する。

（円）

区　　分	地区・分区扱	支　部　扱	計
一 般 会 費	135,481,000	9,500,000	144,981,000
法 人 会 費	1,221,000	13,557,000	14,778,000
合　　計	136,702,000	23,057,000	159,759,000

令和３年度　唐津赤十字病院事業計画

１　令和３年度の経営方針

本年度も引き続き、「第７次佐賀県保健医療計画」及び「公的医療機関等２０２５プラン」に基づき、北部医療圏における当院の役割である高度急性期及び急性期医療の機能充実を図る。

当院は平成 30 年７月に、日本赤十字社（以下日赤本社）から「重点支援病院」の指定を受けたが、令和元年度には病院収支の黒字化を果たし、業務活動キャッシュフロー３年平均もプラスに転じたことから、令和２年７月に指定解除を受けることができた。しかし、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で医業収益が大幅に減少しており、令和３年度は医業収益の回復に努めるとともに、人件費をはじめとする費用の適正化についてより一層取り組む必要がある。当院は今後も感染対策を強化しつつ、通常診療の回復も図り、病院収支の改善を目指していく。

また、令和２年度診療報酬改定では、重点課題として「医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進」が掲げられており、令和２年度は医療従事者等負担軽減委員会を設置して、働き方改革にも本格的に取り組み始めた。令和３年度も引き続き、医療従事者等の負担軽減に努める。

昨今は患者にとって身近であるとともに、安心・安全で質の高い医療の実現が求められることから、当院でも様々な面においてより良い環境整備を進めていく。

２　令和３年度の重点的取組み

（１）第７次佐賀県保健医療計画への対応

第７次佐賀県保健医療計画では、５疾病５事業および在宅医療についての取組みを重点的に推進することに加えて、将来にわたり効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムづくりを目指す「地域医療構想」の実現に向けた進捗管理、体制整備を推進することとなっている。

そのため当院においても、「地域救命救急センター」を中心とした急性期病院としての役割を果たすとともに、地域内連携の強化に努め、北部医療圏の地域完結型医療・介護連携提供体制構築の一翼を担うべく努めていく。

また、医師確保及び院内の体制整備を進め「地域がん診療連携拠点病院」の機能維持、「地域周産期母子医療センター」指定へ向け努力していく。

（２）医師の確保対策

医師の地域間や診療科間における偏在を軽減するため、近年新専門医制度や働き方改革などにより、医療を取り巻く環境が変化してきている。当院では長期ビジョンに立った医師確保対策が功を奏し、数年にわたり安定的な診療体制を築きつつある。

しかしながら、産婦人科・小児科・救急科等の医師がいまだに不足していることから、佐賀大学・九州大学・福岡大学・久留米大学に対して医師派遣を要請するとともに、県や唐津市および医師会に協力をお願いするなど、医師確保に向け積極的な働きかけを継続する。

また、積極的な救急医療等急性期医療を展開する上で優秀な医師の育成・確保が重要なことから、基幹型臨床研修医および協力型臨床研修医の確保にも努める。

（３）看護師・助産師の確保対策

「急性期一般入院料１」（旧７対１入院基本料）の体制維持と「地域救命救急センター」、「地域連携小児救急センター」の機能充実に向けての看護師確保については、一定の目途が付いたことから、今後は欠員等の補充中心の採用に移行し、採用後のキャリアアップのための研修制度、働き方改革などを充実させ離職率のさらなる低下に努める。

（４）救急医療・急性期医療体制への取組み

「地域救命救急センター」の機能と限られた医療資源を最大限に活用し、行政、消防等の関係機関や地域の医療機関との連携に努め、北部医療圏の中核病院として救急医療を担っていく。

令和２年度は救急外来受診者数、「地域救命救急センター」への新入院患者数ともに、新型コロナウイルス感染症の影響で前年度実績を大きく下回った（令和２年 11 月時点）。令和３年度も同様に受診者数は感染状況に左右されると考えられるが、高度急性期・急性期医療の需要に応えられるよう体制維持に努める。

（５）小児・周産期医療体制への取組み

「地域連携小児救急センター」による一次救急医療の提供と、当院が担当する二次救急医療の連携が形成され、今後も将来にわたって持続可能で安定した小児救急医療体制が構築できるよう行政、医師会と協力し取り組んでいく。なお、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、受診者数は前年度の半数以下となる公算が大きい（令和２年 11 月時点）。令和３年度は患者数回復に努めるが、感染状況によって患者の受療動向が左右される

ため、早期の回復は困難と考えられる。

また、産婦人科医師は現在３名体制となっているが、ハイリスク分娩のみならず正常分娩を地域で安心して行えるような周産期医療を確立するためには産婦人科医師の増員は不可欠であり、医師確保に向けて唐津市、医師会と協力しながら引き続き大学等関係機関に積極的に働きかけを行う。

（６）地域がん診療連携拠点病院としての機能強化

手術、化学療法、放射線治療、緩和医療および相談業務を強化し、安心かつ質の高い医療の提供体制を目指し、かかりつけ医との協力体制の強化にも努めていく。

（７）地域医療支援病院としての機能強化

「紹介を断らない」をモットーに院内での情報交換を密にし、紹介患者のスムーズな受入れが出来るよう努め、かかりつけ医との連携を推進していく。

佐賀県診療録地域連携システム（ピカピカリンク）に関しては医療資源の効率的活用が促進されるよう推進していく。※1)

近年、当院において実施しているＰＦＭをさらに推進し、入院前から退院調整を管理し、安心・安全な医療の提供を行っていく。

（８）経営健全化対策

ア　経営手法の確立（ＢＳＣ）※2)

・ＢＳＣを活用することで、中長期的な方針、計画およびビジョンの浸透と共有を図りながら、全職員の意識の方向性を合わせ、各部門・部署が自ら考え、行動、実践できる組織風土の構築を目指していく。

・日赤本社によるモニタリング実施に伴い、重要業績評価指標をＢＳＣに組み込むことで、病院方針の職員への周知徹底を促していく。

・ＢＳＣの進捗管理として、院長ヒアリングを実施することで、各部署と病院幹部との意見交換を促進し、効率的な業務改善につなげていく。

イ　質改善活動

・平成 30 年に（公財）日本医療機能評価機構が行っている病院機能評価３ｒｄＧ：Ｖｅｒ２．０を受審し、平成 31 年２月１日付で認定を得た。その後も毎年ＢＳＣに病院機能評価の評価項目に基づく質改善活動を盛り込んでおり、前回受審時に指摘された事項を数年単位で改善できるよう努めている。本年度も引き続き質改善活動に取り組んでいく。

・患者満足度調査を年１回実施しているほか、ご意見箱を院内各所に設置し、毎月の患者サービス向上委員会にて検討している。本年度も引き続き改善

が必要な事項については早急に改善を図り、患者満足度の向上に努める。

・令和２年度に医療従事者等負担軽減委員会を立ち上げ、職員の業務負担軽減に向けた取組みを本格化した。職員の負担軽減にあたってはタスク・シフト、タスク・シェアの観点で業務全体の見直しを行っている。本年度は当直体制の見直し、医師事務作業補助者の業務拡大など具体的な取組みを進めていく。

・クリニカル・パス※3)を整備し、適用率を向上することで、効率的かつ質の高い標準的な医療を実現できるよう努める。

ウ　収入対策

・ＤＰＣ※4)入院期間Ⅰ・Ⅱの期間内の退院を推進し病床回転率を上げ、短期的には診療単価の増加を目指し、中長期的に高度急性期および急性期病床の確保と有効利用に努める。

・地域の医療機関との連携をさらに強固なものとし、紹介患者・救急患者は断らず、新入院患者を確保する。

・救命救急センター入院患者における救命救急入院料の算定率向上、全入院患者における救急医療管理加算をはじめとする各種加算や医学管理料等の算定率向上に取り組む。

・未収金対策については、医事課担当者およびソーシャルワーカーとの連携を強化し発生の防止、発生後の連絡の強化を行い、未収金の防止に努め未収金残高の削減を図る。

エ　支出対策

・人件費、委託費の適正化を継続課題とし、病院機能、医業収益に見合った人員配置を徹底する。

・建物に適したエネルギー管理をさらに推進し、光熱水費縮減を図る。

・ＤＰＣ/ＰＤＰＳ※4)データを活用したベンチマーク分析をもとに、診療材料等、医療資源の効率的な投入を図り、支出の削減に努める。

・医薬品、診療材料等について、日本ホスピタルアライアンス（ＮＨＡ）や日赤本社の共同購入制度を積極的に活用し、さらなる費用削減に努めていく。

・コスト削減と歩調を合わせ、ＳＰＤ※5)（院内物流管理）システムのチェックを続けるとともに、在庫管理の徹底、より安価な代替品を導入するなど支出の抑制に努める。

※１）ＰＦＭ
「Patient Flow Management」の略称。
予定入院患者の情報を入院前に把握し、問題解決に早期に着手すると同時に、病床の管理を効率的に行うことなどを目的とする病院内の仕組み。

※２）ＢＳＣ
「Balanced Score Card（バランスト・スコアカード)」の略称。
戦略マネジメントシステムの一つ。病院幹部が立てた戦略を各部署の実務レベルまで落とし込み、全職員が戦略を共有し、意識の方向性を合わせるための仕組みのこと。

※３）クリニカル・パス
日本クリニカルパス学会は「患者状態と診療行為の目標、および評価・記録を含む標準診療計画であり、標準からの逸脱を分析することで医療の質を改善する手法」と定義している。

※４）ＤＰＣ/ＰＤＰＳ
「Diagnosis Procedure Combination/Per-Diem Payment System（診断群分類を用いた１日当たり包括支払方式)」の略称。
DPC とは病名や診療内容に応じて定められた１日当たりの定額の点数で入院診療費を計算する方式である。（診断群分類）
旧来の診療報酬制度では入院・外来ともに出来高報酬であったが、平成 15 年度より急性期医療に係る入院診療費については DPC/PDPS が導入された。
入院診療費は包括評価部分と出来高評価部分で構成され、この包括評価部分を DPC に基づいて算定を行う。
DPC の症例ごとに標準入院日数が設定されており、また段階的に 1 日当たりの診療報酬が引き下げられていく制度なので、長期の入院になるほど 1 日当たりの診療単価が安くなる。

※５）ＳＰＤ
「Supply Processing Distribution」の略称。医療現場の要望に、より的確に医療消耗品等を各部署に供給し、過剰在庫の解消、請求・発注業務の軽減、保険請求漏れを防止し、病院経営をサポートするシステムである。

「人間を救うのは、人間だ。」

○ 日本赤十字社佐賀県支部　〒840-0843
佐賀市川原町 2 番 45 号
TEL 0952-25-3108 FAX 0952-25-4184

○ 唐 津 赤 十 字 病 院　〒847-8588
唐津市和多田 2430
TEL 0955-72-5111 FAX 0955-72-9530

○ 佐賀県赤十字血液センター　〒849-0925
佐賀市八丁畷町 10 番 20 号
TEL 0952-32-1011 FAX 0952-32-2002